

『磐井川まちづくりサロン』とは？

『磐井川まちづくりサロン』開催要項

(目的)

第1条 市民と行政の協働により『活力と魅力あるまちづくり』に取り込むことを目的とする。

(事業)

第2条 目的を達成するために特に次の事業を行う。

- ① 『かわまちづくり支援制度』に関する提言
- ② 磐井川堤防工事と周辺市街地の整備に関する提言
- ③ 市民に整備事業への関心を持ってもらい、まちづくりに参画する機運を高める事業

(組織・役員等)

第3条 構成員は、『磐井川まちづくりサロン』の目的に賛同する市民とし、座長1名、副座長2～3名、幹事若干名を置く。

- ① 座長は、会務を総理する。
- ② 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。
- ③ 幹事は、座長及び副座長を補佐し、座長及び副座長に事故あるときは、その職務を代理する。
- ④ 役員を選任は、構成員の互選とする。
- ⑤ 目的の達成のため、小グループを創ることができる。小グループのリーダーは、幹事の中から選任する。

(事務局)

第4条 事務局を社団法人一関青年会議所の中に置く。

(会費)

第5条 会費は、必要に応じ実費を徴収する。

(解散)

第6条 目的を達成した場合又は、『磐井川まちづくりサロン』の存在意義がなくなった場合は、発展的に解散する。

今までの活動

① 平成25年8月～平成26年2月

主に『桜の小道』整備について のワークショップを行い、平成26年3月25日に『報告書』を一関市と国土交通省に提出しました。



堤防工事の計画を一部変更して頂きました。

② 平成26年4月 26日(土) 平成27年4月 19日(日)

堤防の上で桜の季節に『オープンカフェ』の営業を想定して『一日茶屋』を開催しました。



26年は、堤防でのイベント(チエリーロードまつり)と別の日に開催し、27年は同じ日に開催しました。

どちらも、用意した「焼キそば」50食は、お昼前に完売でした。

報告書



2014/03/25

磐井川まちづくりサロン

多くの市民の方々の憩いの場、イベント等に利用されている磐井川が、堤防改修事業で大きく変わろうとしています。磐井川まちづくりサロンは、河川内の公園だけでなく、磐井川周辺の整備も含め、より魅力あるまちづくりの夢をみんなと語り合い、市民と行政の協働により『活力と魅力ある未来へのまちづくり』に取り組む集まりです。

報告書

平成 25 年度 活動報告

【背景】

現在、北上川の治水対策として、一関遊水地の建設、磐井川堤防の工事が進められています。これに伴い河川敷内の利用について、平成 21 年～22 年にかけて市民が中心となって「磐井川かわづくりワークショップ」を開催し、河川敷内へのトイレや屋根付きベンチの設置、堤防から河川敷へのスロープや螺旋階段の設置について要望されたが河川区域内での制限があり意見のすべての集約には至りませんでした。その後、国の制度改正により、市民の河川利用の自由度が広がり、磐井川を中心とした活力と魅力ある未来へのまちづくりに取り組むために新たに市民と行政が意見交換を行い、私たちのまちを描くべく「磐井川まちづくりサロン」を開催することとしました。

【進め方】

- ・ワークショップ形式の話し合いにより、平成 22 年に作成された磐井川緑地イメージパースをベースに、磐井川周辺の利活用について市民のアイデアを集める。
- ・アイデアをもとに、市民による磐井川の活用プランを取りまとめ、行政に提案する。
- ・平成 25 年度については、工事スケジュール等を考慮し、特に以下の 3 テーマについて意見交換を行う。

- ① 上の橋～磐井橋間の磐井川の整備について(平成 26 年設計、平成 27 年工事着手予定)
- ② ①に伴う「桜の小道」整備について
- ③ 一関一高裏の桜の植樹について(平成 26 年植樹予定)

【磐井川まちづくりサロンのルール】

- ・誰でも参加できる
- ・意見交換の内容はすべてオープン
- ・物事を要望したり決定したりする場ではなく、幅広く意見を出し合う場
- ・特定の個人、団体等への誹謗中傷は行わない

【市民ワークショップの開催と意見交換のテーマ】

	日程	内容
第0回	平成25年8月29日	説明会
第1回	平成25年9月11日	中心市街地の構想について(1)
第2回	平成25年10月16日	中心市街地の構想について(2)
第3回	平成25年11月13日	青葉町側の構想について(1)
第4回	平成25年12月11日	磐井町側の構想について
第5回	平成26年1月8日	青葉町側の構想について(2)
第6回	平成26年2月12日	今年度の振り返りとまとめ

ワークショップは、特定のテーマだけの話し合いでは、まちを描くことにならないために、私たちが描くまちの理想像・将来像を描き、その全体ビジョンの中から、平成26年設計、平成27年工事着手予定の上の橋～磐井橋間の磐井川の整備、「桜の小道」整備、一関一高裏の桜の植樹について話し合いました。



まちづくりへの意見

1 中心市街地としての全体ビジョン(ゾーニング)

磐井川を活かしたデザイン、磐井川を中心としたまちづくりとなるよう、磐井川周辺エリアを含めた中心市街地のゾーニングと施設について意見をまとめました。

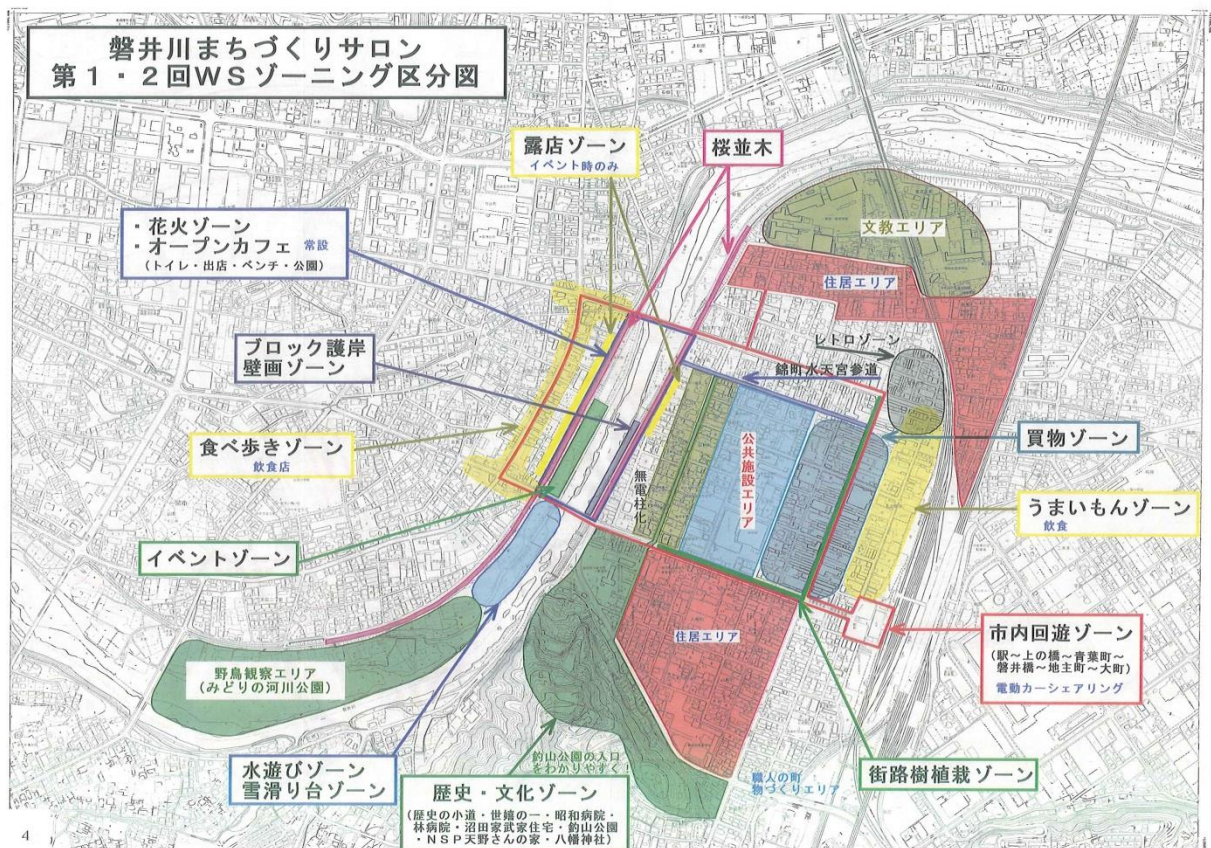
一ノ関駅から上ノ橋・青葉・磐井橋・地主町・大町を繋ぐ市内回遊ゾーンを形成し、桜並木を復元した磐井川堤防ではオープンカフェが常設され、周辺の飲食店を食べ歩きゾーンとすることにより、楽しめる雰囲気をつくります。また、イベント時には露店など堤防周辺が賑わうスペースを設けます。

歴史的建造物が点在する歴史の小道から釣山周辺は歴史・文化に触れ合うゾーンとします。

大町や上ノ橋通りには街路樹を植栽し、磐井川河川敷では野鳥観察などが楽しめるみどりの河川公園とし、自然豊かな町並みに癒されながら歩けるまちにより誰にでも親しみをもってもらいたいと思います。

外国人や観光客にも分かりやすい表示や看板を設置し、丁寧な情報発信をすることで、歩きたくなる雰囲気のまちの形成を望みます。

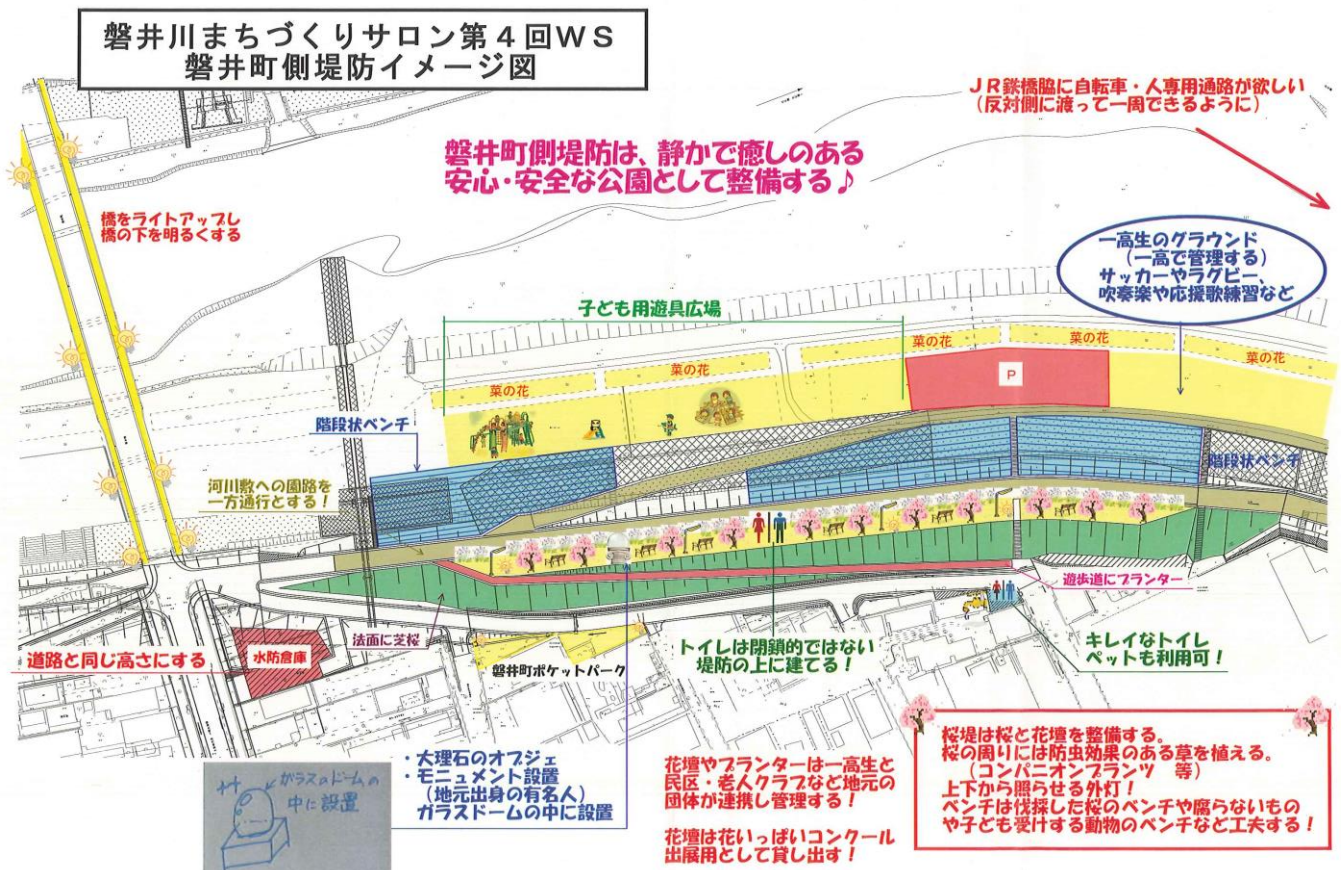
全体の構想に基づいて、ILC 応援のメッセージをもっと出す、外国人や観光客に優しいまち、なじみのある表示、一関らしさの追求、歴史背景のストーリー化、川と山と線路に囲まれているマイナス要素を楽しめる要素に変えることは、今後の展開でキーワードとしたいという意見が出ています。



2 磐井町地区の桜の植樹をはじめとするまちづくりイメージ

磐井町側堤防は、静かで癒しのある安心・安全な公園として整備する。
桜堤には桜並木の復元と花壇整備やプランター等を設置し、一関一高生や民区・老人クラブなど地元の団体が連携して管理してもらう。また、腐らないベンチや子ども達が喜ぶような動物のベンチなどを工夫して設置する。
河川敷には一高生の部活動用芝生広場や年配の利用者によるゲートボール場を整備するとともに多目的スペースや子供用遊具広場、駐車場を整備する。

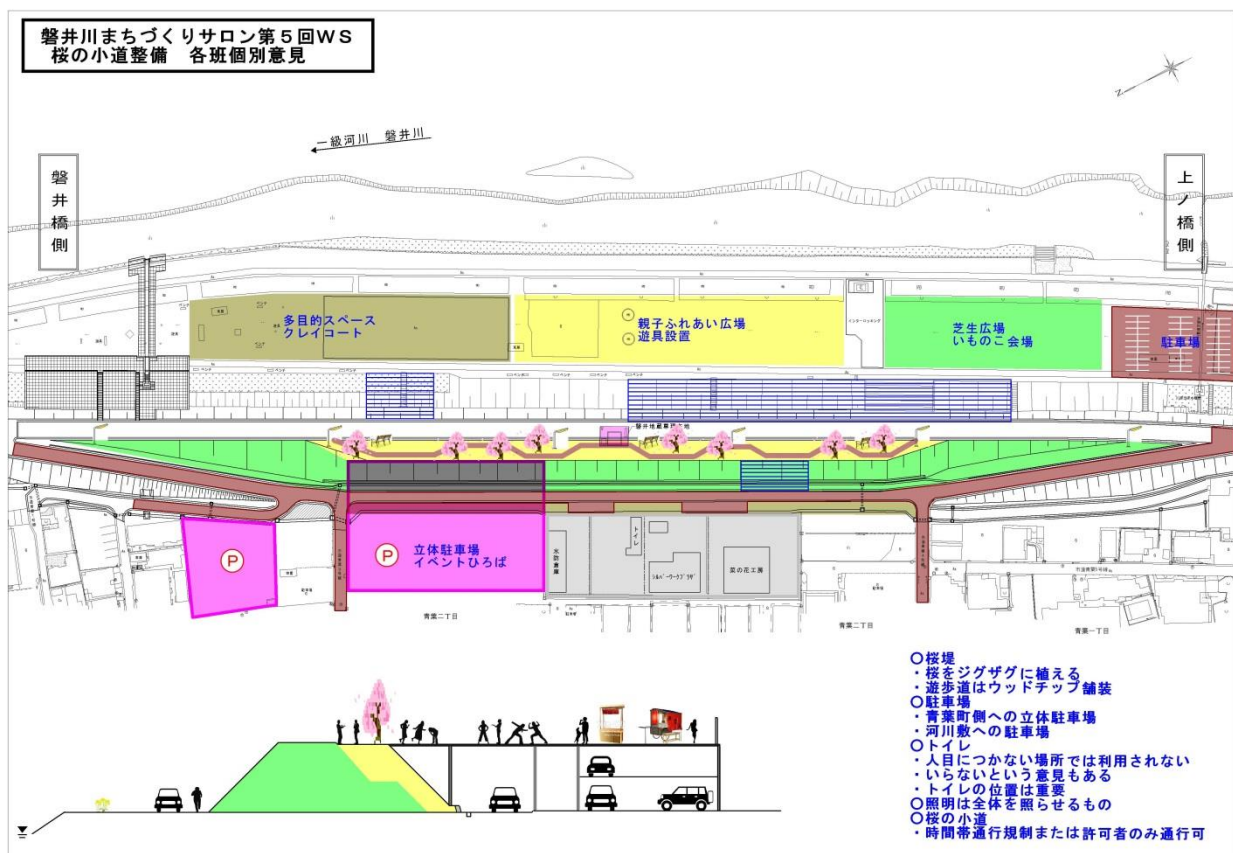
- ・照明は必ず設置する
- ・トイレ、ベンチ、休憩場所の設置 → デザインは市民が考える
- ・街路灯ができるまで足下灯を設置

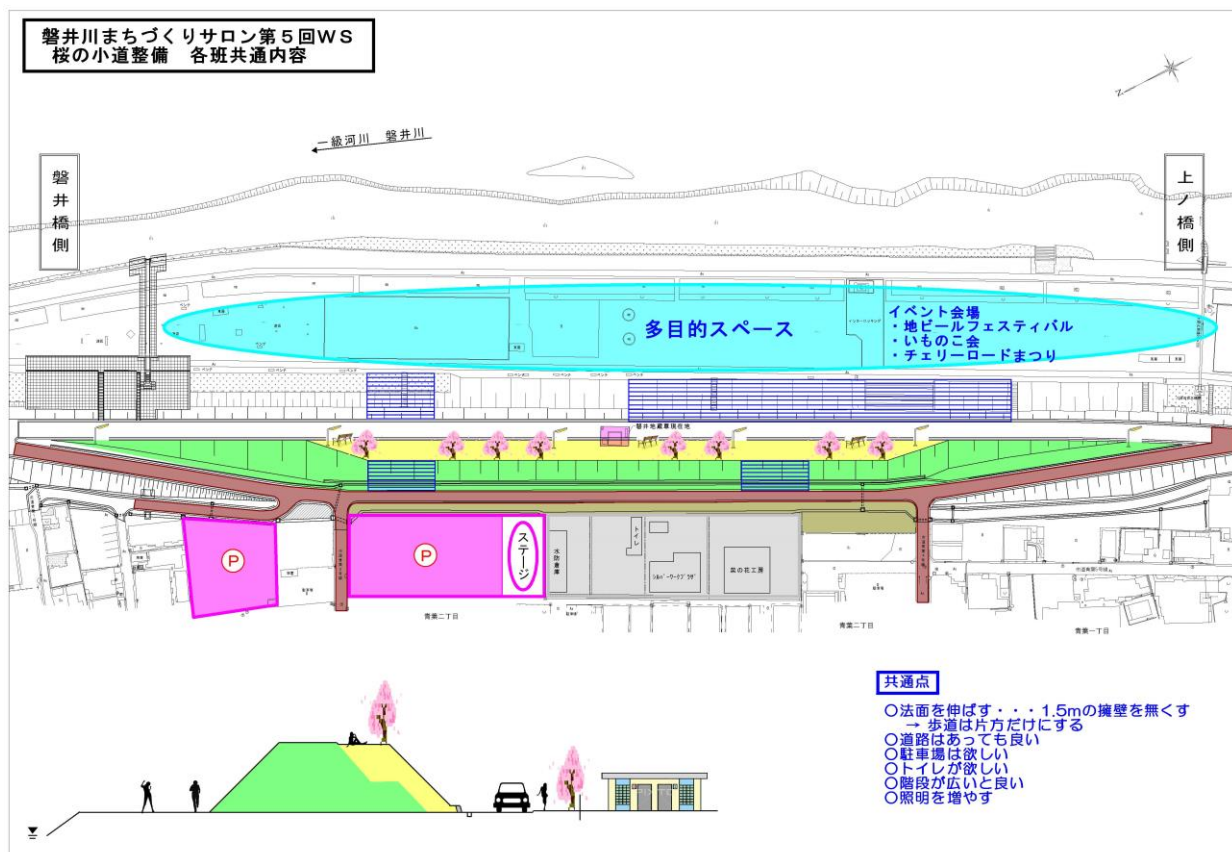


3 青葉町地区の桜の植樹をはじめとするまちづくりイメージ

年間通したイベントが計画され、人で賑わうかわまちづくりとして整備する。法面擁壁は1.5Mの高さであり落下の危険性もあることから、擁壁は無くし法面を道路側まで伸ばす。歩道は片側のみで良い。堤防への階段は広く、堤防側には観覧用の階段ベンチを整備して欲しい。駐車場は必要であり、青葉町側への立体駐車場や河川敷側への駐車場を整備してもらい、立体駐車場屋上から堤防へのアクセスができるよう検討してもらうとともに、駐車場はイベントスペースとしての機能もあった方が良い。河川敷ではいものこ会のほか地ビールフェスタ等のイベントで賑わう広場とする。

- ・イベントを計画するため、照明・電気・水道の整備 橋を活用する
- ・擁壁をなくす
- ・特殊堤のデザインを工夫
- ・立体広場(駐車場)を実現し、橋上市場など、できないことをしたい
- ・河川敷には商工祭や地ビールフェスティバルなどのイベントをもってくる





4 今後の取り組み

- ・上記の意見を実現するため、市民と行政が一体となって、磐井川周辺の環境整備、利活用に取り組めます。
- ・多くの市民が磐井川周辺のまちづくりへの関心を高めるよう、様々な機会を通じて情報発信します。
- ・磐井川に「かわまちづくり事業」を導入し、全体ビジョンに基づいて、市民の憩いのシンボルとなる磐井川のあるまちをデザインしていきます。

平成27年「磐井川まちづくりサロニワークショップ」 の日程(予定)

第1回 平成27年6月9日(火)

内容 wsの趣旨説明・平成25年wsのふりかえり・その後の制度変更・今回のサロニの役割

今年度中に決めることを共有する。

(今回は、川小路・錦町から駅までの範囲。特に水天宮はどうするか?川小路の整備は?)

第2回 平成27年7月14日(火)

内容 ビジョンを描く。(かわまちづくりの広い視点でws)

第3回 平成27年9月8日(火)

内容 プラン検討1

第4回 平成27年10月13日(火)

内容 プラン検討2

第5回 平成27年11月10日(火)

内容 素案の検討

第6回 平成27年11月24日(火)

内容 提案書(報告書)の検討

「磐井川まちづくりサロンワークショップ」の進め方

(11-11)

- ① 「まちづくり」は生活する人が参加・参画します。
- ② 「自分の事」として「まちづくり」を考えます。
- ③ 我々は、たくさん意見(夢)を語ります。
- ④ 物事を要望したい決定したいする場でなく、幅広く意見を出し合う場とします。
- ⑤ 特定の個人、団体等への誹謗中傷はおこないません。
- ⑥ 行政は、プロとして技術的・法的に判断して「可能なこと。出来ない事。」を判断し、意見します。
- ⑦ 「出来ない事。」も出来るだけ「夢」に近づけるように、知恵をします。
- ⑧ 楽しくワークショップに参加します。

多数の参加をお待ちしております。

本日は、ありがとうございました。